

静岡県立大学短期大学部
特別研究報告書（平成 15 年度）

シラク政権下の家族手当政策・制度

——母子家庭にたいする社会手当を中心に——

宮本 悟

Prestations familiales et des familles monoparentales
en France ——1995—2002——

MIYAMOTO, Satoru

I. 研究の趣旨

1970 年代半ばに合計特殊出生率が《置換値》を割り込んだわが国では、その後も出生率の低下に歯止めがかからず、《少子化》問題が社会的に注目される状況にある。わが国における《少子化》対策への政策的示唆を得るために、先進資本主義諸国のなかで最も早く深刻な人口減少問題に直面したフランスにおける豊富な政策経験を踏まえることは、社会的にも学術的にも意義深いと言えよう。

フランスの単親世帯にたいする家族手当の概況を考察した昨年度の研究成果を踏まえて、本年度は、シラク政権下における家族手当政策・制度の展開について母子家庭の視点から考察を試みた。以下、概要を述べる。

II. 研究の概要

1. フランスにおけるシングルマザーの雇用問題

フランスの単親世帯は、今日でもなお、とりわけ母子家庭の生活には雇用・住宅・子育て、など様々な問題が残されている。以下では、特に雇用・失業問題に比重を置きつつ、女性の貧困を捉える視角から、フランス母子家庭問題を検討してみたい。

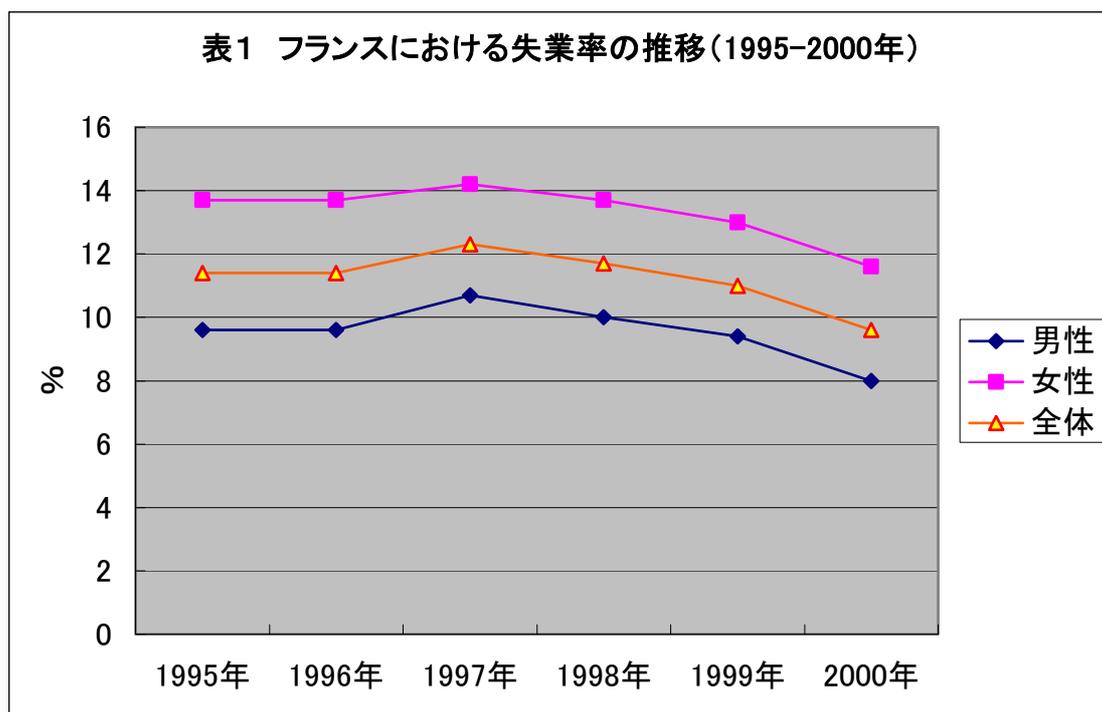
パートナーと暮らす母親たちと比べて、シングルマザーの多くは就労するか否かを選択する余地がほとんどない。シングルマザーは、経済的に不安定な状況に置かれていることから、就労を求める傾向が強い。すなわち、2001 年現在のシングルマザーの労働力率 (taux d'activité) は 80.6%で、パートナーと暮らす母親のそれ（既婚カップルの場合は 73.5%、非婚カップルの場合は 75.7%）よりも高い。

また、一般に母親の労働力率は、扶養する子供の人数が増えるにつれて低減する傾向にある。

例えば 1999 年現在、子供を 1 人抱えるシングルマザーの労働力率は 90.6%であるが、子供が 3 人以上いる世帯の場合には 67.6%にまで落ち込む。また、子供の年齢が低く育児に多くに時間が割かれるほど、母親の労働力率は基本的に下がる傾向にある。例えば同じく 1999 年現在、7 歳以上 18 歳以下の子供を 1 人扶養するシングルマザーは 91.3%もの高い労働力率を示すが、子供が 3 歳以下であれば彼女たちの労働力率は 84.1%にまで下降する。すなわち、もともと経済的生活不安を背景にして比較的高い労働力率を示す傾向のあるシングルマザーの場合であっても、扶養児童数が多く末子年齢が低くなるほど、労働力率は低くなる、といえよう。

2. 近年の失業率の推移 —女性の高い失業率—

INSEE の調査（表 1 参照）によると、1990 年代半ば以降、フランスの失業率は順調に回復してきている。もっとも 2000 年現在、全体の失業率は 9.6%にまで下がってきてはいるものの、男性の失業率が 8.0%であるのに対して、女性はなおも 11.6%の水準にとどまっている。女性全体の失業率が高水準にあることを考えれば、収入面に不安を抱える多くのシングルマザーにとつて、その強い就労意欲を実際の雇用に結びつけることは容易ではないといえよう。



資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*, édition 2001, 104^e volume, p.112.

および édition 2002, 105^e volume, p.121.より作成。

『貧困・社会的排除に関する全国調査 (Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale)』の最新報告によれば、シングルマザーの失業率は、カップルで生活をしている母親たちよりも高い。すなわち、カップルで暮らす女性の一部は挫折して求職活動を断念することができるのであり、つまりは求職者の群れから撤退する選択が可能である。他方、シングルマザーの多くは経済的に逼迫した生活を背景として、パートナーをもつ母親たちよりも長く労働市場にとどまり求職活動を継続する傾向にある。このように、シングルマザーの求職者数は減少しにくい構造にあるので、必然的に彼女たちの失業率は高水準を維持することになる。

3. 労働諸条件の男女間格差

失業率には男女間格差が歴然と存在しており、特にシングルマザーの失業問題は深刻である。しかしながら、就労意欲の高いシングルマザーが雇用を確保できた場合についても、①賃金水準 ②不安定雇用 ③昇進・昇格、などの新たな諸問題が待ち受けている。

(1) 賃金水準の問題

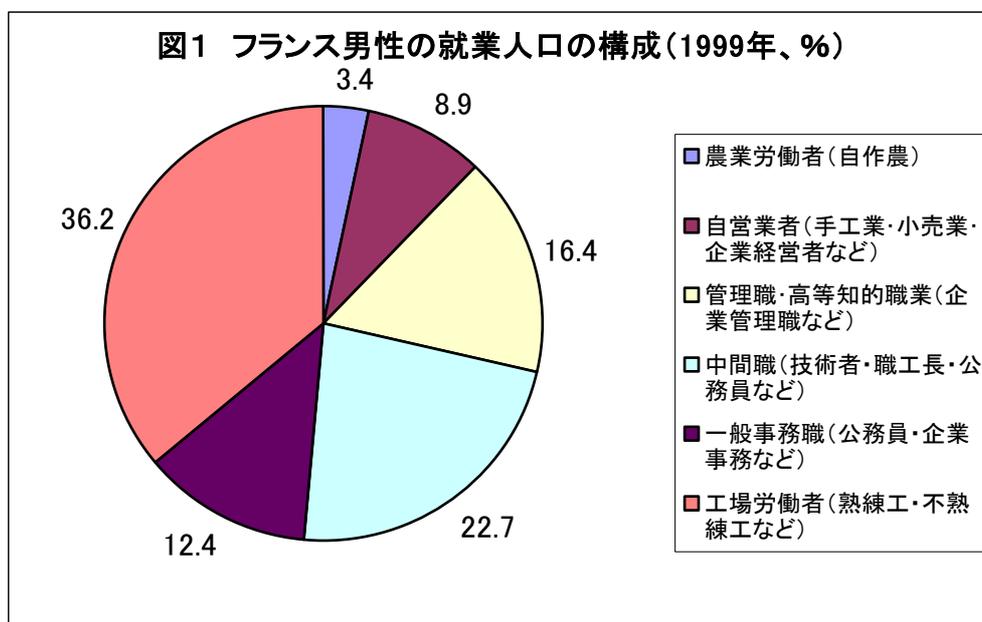
フランスにおける男女間の賃金格差は、なおも看過できない状況にある。すなわち、1999年現在における賃金労働者の年平均賃金について比較するならば、男性が21,434.0ユーロ（1ユーロ=130円として、約278万6420円）であるのに対して女性は17,440.5ユーロ（約226万7727円）であり、前者を100とすれば女性労働者の賃金は81.4程度にしかならないのである。参考までにわが国の状況（2000年現在）を示すならば、男性の年平均賃金を100とすると、女性のそれはわずか65.5（従業員数10人以上企業、常勤労働者の比較）にとどまっており、事態はさらに深刻である。

(2) 不安定雇用の問題

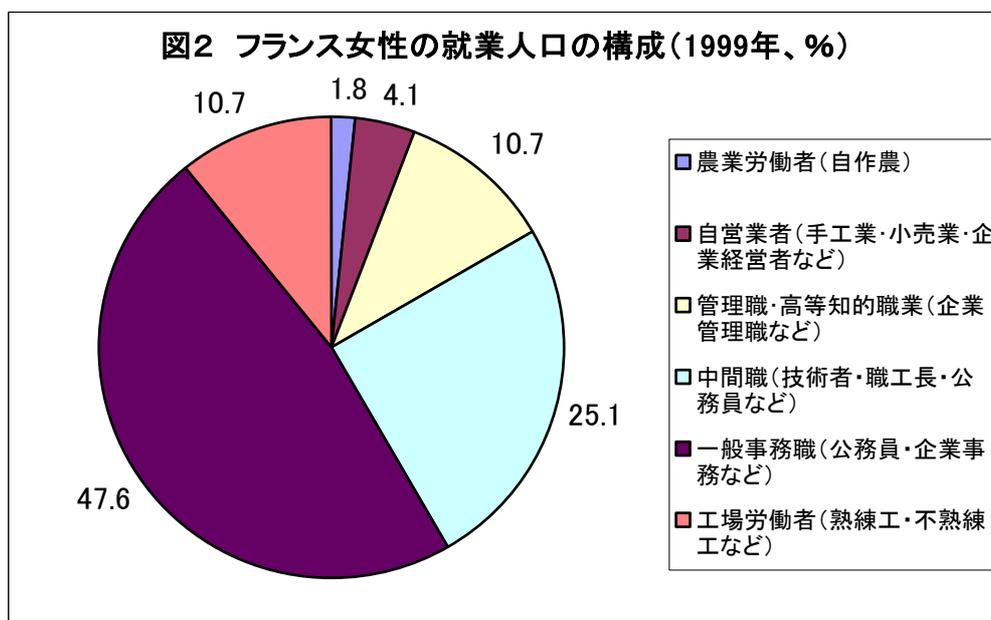
フランスの就労者全体に占めるパートタイム労働者の割合は、男性がわずか5%にとどまっているのに対して、女性は30.4%にのぼる（2001年3月現在）。また有期雇用契約についても、失業やパートタイム労働と同様、もっぱら女性の方が不利な状況に置かれていることが指摘されている。

(3) 昇進・昇格の問題

フランスの就業者の職位について男女それぞれの構成を比較した場合、工場労働者・一般事務職員などのいわゆる下級職に属している者の割合は、**図1**および**図2**に見られるとおり、男性48.6%に対して女性58.3%であり、とりわけシングルマザーのみを取り上げれば63%の高い割合を示している。一方、管理職（cadre）などのいわゆる上級職の割合は、男性が16.4%であるのに対して女性は10.7%となっており、女性の昇進・昇格に一定の抑制が掛けられているように思われる。



出所) Sylvie GRCIC et Nathalie MORER, “ L’activité féminine ,” in *Données sociales—La société française—*, INSEE, 2002, p.205.



出所) 図1に同じ。

4. 単親世帯にたいする社会手当

このようにフランスの単親世帯（とりわけ母子家庭）は、労働の世界において不安定な状況にさらされている。自らの就労活動により十分な生計費を得ることが困難な単親世帯が少なからず見受けられることから、フランスでは歴史的に種々の社会的な生活支援策を制度化してきた。以下では、単親世帯を対象としたフランス社会手当制度を概観していく。

(1) 単親手当 (Allocation de parent isolé ; Api)

1976年7月9日法によって創設された単親手当は、フランスに居住するすべての単親世帯にたいして最低限所得を保証することを目的としている。具体的には、1人ないし複数の子供（妊娠中を含む）を単独で扶養する寡婦・離婚女性・別居女性・遺棄された女性・独身女性、などがこの手当を受給できる。給付額は、扶養児童数に応じて決められている特定の生活保障額から実際の世帯収入を差し引いた額である。例えば、2002年1月1日現在の最低保障額は、扶養児童1人の場合で月額512.81ユーロ（6万6665円）、扶養児童2人で月額683.75ユーロ（8万8887円）である。また給付期間は、12ヵ月間または末子が3歳になるまで、とされている。

(2) 家族扶養手当 (Allocation de soutien familial)

家族扶養手当は、1970年に制度化された孤児手当に代わって、1984年12月22日法によって創設された。父母の一方ないし両方が亡くなった場合のみならず、親の側が扶養義務を怠っていたり、裁判所によって決定された養育費を支払わないなど、対象となる子供にたいする扶養義務が履行されていない場合にも支給される。受給者はこうした子供を実際に扶養している者であり、所得制限は課されていない。2004年1月1日現在の給付額（単親世帯）は、扶養児童1人で月額79.17ユーロ（1万292円）、扶養児童2人で月額158.34ユーロ（2万584円）が支給される。

(3) 参入最低限所得 (Revenu minimum d'insertion)

RMIは、「受給者が社会的および職業的参入を果たし自治的な市民として再び社会に自らの位置を確保」できるようになることを目的として、ロカール (Michel ROCARD) 内閣の下で1988年12月1日法によって創設された。受給要件として、フランスに居住し（但し、3年以上継続してフランスに居住する外国人を含む）、25歳以上であり（但し、子供を扶養しているものについては年齢を問わない）、実際の世帯収入が一定の最低限所得（扶養家族数に応じて異なる）を下回ること、などが求められる。給付額は、世帯員数に応じて決められている最低生活保障額から実際の世帯収入を差し引いた額となる。例えば、2004年1月1日現在の最低生活保障額は、世帯員2人で月額626.82ユーロ（8万1487円）、3人世帯で月額752.18ユーロ（9万7783円）と規定されており、世帯収入がこの金額を下回る場合にはその差額分を受給することができる。

III. 今後の研究課題

以上検討してきたとおり、フランスの母子家庭は雇用問題を含めた不安定な状況におかれている。しかしながら、母子家庭を含む単親世帯にたいして、フランスでは種々の社会手当が制度化

されており、一定程度の公的生活支援が行われている。他方、わが国では国家レベルの母子家庭向け生活支援策としては、児童扶養手当がわずかに存在する。最後に、わが国の母子家庭の生活状況と児童扶養手当制度の現況を確認しておきたい。

1. わが国における母子家庭の生活問題 —平成 10 年『全国母子世帯等調査』より—

わが国の母子家庭数は、95 万 4,900 世帯であり、平成 5 年の調査結果に比べ 20.9%増加している。

母子家庭になった理由は、離婚・非婚など生別によるものが 79.9%であり、実際、児童扶養手当受給世帯のうち離婚ないし非婚の母子家庭が増大している。例えば、離婚は 1995 年時点で 52 万 6013 世帯であったのが、2001 年には 66 万 8952 世帯と、1.27 倍に増加している。また、非婚は 3 万 4690 世帯だったのが 2001 年には 5 万 5063 世帯となり 1.59 倍の伸びを示している。

このようにわが国の母子家庭は近年大幅に増加しているのであるが、その平均年収はわずか 229 万円であり、深刻な生活状況が読み取れる。実際、厚生労働省の平成 9 年度『人口動態社会経済面調査』によれば、73.0%の母子家庭が「経済的なこと」に悩んでいるのである。

2. 2002 年および 2003 年の児童扶養手当「改革」

わが国では、1961 年 11 月、母子家庭への社会的な生活支援策として児童扶養手当を創設した。「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」ことを目的に掲げるこの制度は、近年、立て続けに「改革」された。

まず 2002 年 8 月の「改革」では、所得制限の強化および給付額の引き下げ、が断行された。すなわち、母子 2 人世帯の場合年収 130 万円未満ならば給付金を全部支給（月額 4 万 2370）するものの、年収 130 万以上 365 万円未満ならば一部支給（月額 4 万 2360 円～1 万円）＝給付金の減額を行うこととされたのであった。

次に、2003 年 4 月の「改革」によって児童扶養手当の支給期限が設定されることとなり、具体的には、2008 年より支給開始から原則 5 年で 1/2 額の支給を停止する、との実質的な給付カットが打ち出された。

さらに 2003 年 10 月の改定では、物価スライド適用により、給付額の 0.9%削減が強行され、全部支給 4 万 2000 円、一部支給 4 万 1990 円～9910 円にそれぞれ給付水準が引き下げられたのであった。

これら一連の児童扶養手当「改革」の背景には、受給世帯数の拡大があり、1995 年時点で 60 万 3534 の受給世帯が 2001 年には 75 万 9197 世帯へと大幅に増大したのであった。これに伴って拡大した児童扶養手当予算（年間約 2600 億円）の削減を目指した近年の「改革」は、上掲した本来の目的を軽視していると評さざるを得ない。

少子化問題を喧伝する一方で母子家庭への家族給付を削減するわが国は、今日でもなおこの分野の先進国と目されるフランスの社会保障政策から多くのことを学ぶべきであろう。母子家庭の生活不安・貧困問題を克服したとはいえないものの、その積極的生活支援を政策目的に掲げた種々の社会手当が何故フランスで制度化されてきたのか、その歴史的必然性をさらに追究していきたい。

【主要参考資料】

- Jacques COMMAILLE, Pierre STROBEL et Michel VILLAC, *La politique de la famille*, La Découverte, 2002.
- Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale, 14^e édition*, Dalloz, 2001.
- Sylvie GRCIC et Nathalie MORER, “ L’activité féminine ,” in *Données sociales—La société française—*, INSEE, 2002.
- Brigitte HEMMERLIN, *Maman solo —Le guide de la mère célibataire—*, Editions J’ai lu, Paris, 1993.
- INSEE, *Annuaire statistique de la France*, édition 2002, 105^e volume.
- Observatoire national de la pauvreté et de l’exclusion sociale, *Les travaux de l’Observatoire national de la pauvreté et de l’exclusion sociale, 2001-2002*, La Documentation française, 2002.
- 都留民子『フランスの貧困と社会保護』法律文化社、2000年。
- 健康保険組合連合会『社会保障年鑑』2003年版、東京経済新報社。
- フランス行政サービスのホームページ (<http://www.service-public.fr>)

(2004年3月12日受理)